

医政発 0329 第 22 号
職発 0329 第 25 号
社援発 0329 第 10 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長

】 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」について

政府は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「尼協定」という。）、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「比協定」という。）及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」（以下「越交換公文」という。）に基づき入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、平成 30 年度までに入国したインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対して、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に 1 年間に限り滞在期間の延長を認めることとしている（「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定（別添 1）、平成 25 年 2 月 26 日閣議決定（別添 2）及び平成 27 年 2 月 24 日閣議決定（別添 3））及び「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成 29 年 2 月 3 日閣議決定（別添 4）、平成 31 年 2 月 22 日閣議決定（別添 5。以下「平成 31 年閣議決定」という。）及び令和 3 年 2 月 19 日閣議決定（別添 6。以下「令和 3 年閣議決定」という。）を参照）。本特例措置は、協

定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を1回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件等に関し、改正前の「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成23年厚生労働省告示第192号。以下「尼特例指針」という。）、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成24年厚生労働省告示第190号。以下「比特例指針」という。）及び「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第99号。以下「越特例指針」という。）により、令和2年度までに協定に基づく滞在期間が満了した候補者について定めていたところである。

今般、令和3年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、尼特例指針、比特例指針及び越特例指針を改正し、平成31年閣議決定及び令和3年閣議決定に基づき在留資格の延長が認められる平成30年度に入国したインドネシア人看護師候補者、フィリピン人看護師候補者及びベトナム人看護師候補者（以下「特例看護師候補者」という。）並びに平成29年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者及びベトナム人介護福祉士候補者（以下「特例介護福祉士候補者」という。）について滞在期間の延長を認める条件等を定めたところである（令和3年3月29日以降に適用される尼特例指針は別添7、比特例指針は別添8、越特例指針は別添9）。

今般の尼特例指針、比特例指針及び越特例指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので御了知願いたい。また、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者の受入れ機関（以下「特例受入れ機関」と総称する。）に対しては、受入調整機関である国際厚生事業団から周知を行う予定である。

なお、法務省により、尼特例指針、比特例指針及び越特例指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成23年法務省告示第367号）、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成24年法務省告示第159号）及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成29年法務省告示第248号）（以下「法務省指針」と総称する。）が、近日中に改正され、適用される予定である。

記

第一 総論（尼特例指針第一、比特例指針第一及び越特例指針第一関係）

一 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例看護師候補者がインドネシア、フィリピン又はベトナムの看護師の資格を有し、入国前に母国において看護業務の実務経験を積んだ上で、日本において2年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていること、また、特例介護福祉士候補者がインドネシア、フィリピン又はベトナム国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

二 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関との労働契約に基づく病院又は介護施設（以下「特例受入れ施設」と総称する。）において、就労・研修を行う特例看護師候補者及び介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

第二 特例看護師候補者について

一 特例受入れ機関における研修としての就労（尼特例指針第二の一、比特例指針第二の一及び越特例指針第二の一関係）

1 特例看護師候補者の要件等（尼特例指針第二の一の1、比特例指針第二の一の1及び越特例指針第二の一の1関係）

（1）特例受入れ機関と特例看護師候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第二において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

（2）特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、令和3年度に実施される看護師国家試験（以下「令和3年度看護師国家試験」という。）までの期間は、令和3年度看護師国家試験に合格し、看護師の資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、令和3年度看護師国家試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

（3）令和2年度に実施された看護師国家試験の得点について

尼特例指針第二の一の1の（3）、比特例指針第二の一の1の（3）及び越特例指針第二の一の1の（3）の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「令和2年度看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の5割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、令和2年度に実施された看護師国家試験（以下「第110回看護師国家試験」という。）において、第110回看護師国家試

験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計について、合格基準点の5割以上となる100点と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（尼特例指針第二の一の2、比特例指針第二の一の2及び越特例指針第二の一の2関係）

尼特例指針第二の一の2の（1）で準用する尼協定指針第二の一の3の（7）、比特例指針第二の一の2の（1）で準用する比協定指針第二の一の3の（7）及び越特例指針第二の一の2の（1）で準用する越交換公文指針第二の一の3の（7）の「不正の行為」については、「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年5月19日付け医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号（最終改正平成29年1月12日付け医政発0112第1号、職発0112第1号、社援発0112第1号、老発0112第1号）。以下「尼協定通知」という。）の記の第四、「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」（平成20年11月6日付け医政発第1106012号、職発第1106003号、社援発第1106004号、老発第1106007号（最終改正平成29年1月12日付け医政発0112第2号、職発0112第2号、社援発0112第2号、老発0112第2号）。以下「比協定通知」という。）の記の第四及び「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成25年3月6日付け医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号（最終改正平成29年1月12日付け医政発0112第3号、職発0112第3号、社援発0112第3号、老発0112第3号）。以下「越交換公文通知」という。）の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（尼特例指針第二の一の3、比特例指針第二の一の3及び越特例指針第二の一の3関係）

（1）「看護研修改善計画」について

① 看護研修改善計画の作成の基本について

尼特例指針第二の一の3の（1）、比特例指針第二の一の3の（1）及び越特例指針第二の一の3の（1）中の「看護研修改善計画」については、第110回看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、令和3年度看護師国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2－1号により作成するものであること。

② 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、令和3年度看護師国家試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師の資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① ニ特例指針第二の一の3の(2)、比特例指針第二の一の3の(2)及び越特例指針第二の一の3の(2)の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとで複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針、比協定指針及び越交換公文指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

② ニ特例指針第二の一の2の(1)で準用する尼協定指針第二の一の3の(3)、比特例指針第二の一の2の(1)で準用する比協定指針第二の一の3の(3)及び越特例指針第二の一の2の(1)で準用する越交換公文指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の二の5の(2)、比協定通知の記の第二の二の5の(2)及び越交換公文通知の記の第二の二の5の(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（尼特例指針第二の一の4、比特例指針第二の一の4及び越特例指針第二の一の4関係）

ニ特例指針第二の一の4、比特例指針第二の一の4及び越特例指針第二の一の4の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の2、比協定通知の記の第三の一の2及び越交換公文通知の記の第三の一の2と同様であること。

5 その他

(1) 特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、尼協定通知の

記の第二の二の 2、比協定通知の記の第二の二の 2 及び越交換公文通知の記の第二の二の 2 と同様であること。

(3) 特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六、比協定通知の記の第六及び越交換公文通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例看護師候補者は、指定された病院以外の施設において就労することはできないこと。

二 看護師の資格取得後の就労（尼特例指針第三の一、比特例指針第三の一及び越特例指針第三の一関係）

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

三 厚生労働省による確認（尼特例指針第四の一、比特例指針第四の一及び越特例指針第四の一関係）

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の一、比特例指針第四の一及び越特例指針第四の一において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下第二の三において「特例受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が尼協定、比協定又は越交換公文に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第 110 回看護師国家試験の得点（尼特例指針第二の一の 1 の（2）及び（3）、比特例指針第二の一の 1 の（2）及び（3）又は越特例指針第二の一の 1 の（2）及び（3））、受入れ機関の適切な研修を実施する意思（尼特例指針第二の一の 2 の（2）、比特例指針第二の一の 2 の（2）又は越特例指針第二の一の 2 の（2））及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（尼特例指針第二の一の 3 の（1）及び（2）、比特例指針第二の一の 3 の（1）及び（2）又は越特例指針第二の一の 3 の（1）及び（2））に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知（以下「確認結果通知」という。）するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1 の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第十一陣看護師候補者である場合は別紙様式第 3－1 号を、特例フィリピン人第十陣看護師候補者である場

合は別紙様式第3-2号を、特例ベトナム人第五陣看護師候補者である場合は別紙様式第3-3号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、令和3年4月20日(火)までに、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第三 特例介護福祉士候補者について

一 特例受入れ機関における研修としての就労（尼特例指針第二の二、比特例指針第二の二及び越特例指針第二の二関係）

1 特例介護福祉士候補者の要件等（尼特例指針第二の二の1、比特例指針第二の二の1及び越特例指針第二の二の1関係）

（1）特例受入れ機関と特例介護福祉士候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第三において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

（2）特例介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例介護福祉士候補者は、令和3年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和3年度介護福祉士試験」という。）までの期間は、令和3年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、令和3年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

（3）令和2年度に実施された介護福祉士試験の得点について

尼特例指針第二の二の1の（3）、比特例指針第二の二の1の（3）及び越特例指針第二の二の1の（3）の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「令和2年度介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格点の5割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、令和2年度に実施された介護福祉士試験（以下「第33回介護福祉士国家試験」という。）の筆記試験の得点が38点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（尼特例指針第二の二の2、比特例指針第二の二の2及び越特例指針第二の二の2関係）

尼特例指針第二の二の2の（1）で準用する尼協定指針第二の二の3の（4）、比特例指針第二の二の2の（1）で準用する比協定指針第二の二の3の（4）及び越特例指針第二の二の2の（1）で準用する越交換公文指針第二の二の3の（4）の「不正の行為」については、尼協定通知の記の第四、比協定通知の記の第四及び越交換公文通知の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（尼特例指針第二の二の3、比特例指針第二の二の3及び越特例指針第二の二の3関係）

（1）「介護研修改善計画」について

尼特例指針第二の二の三の（１）、比特例指針第二の二の三の（１）及び越特例指針第二の二の三の（１）中の「介護研修改善計画」については、第33回介護福祉士国家試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例介護福祉士候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、令和3年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-2号により作成するものであること。

（２）特例介護福祉士候補者が従事する業務について

特例介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

（３）「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 尼特例指針第二の二の三の（２）、比特例指針第二の二の三の（２）及び越特例指針第二の二の三の（２）の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとで複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針及び比協定指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

② 尼特例指針第二の二の二の（１）で準用する尼協定指針第二の二の三の（３）、比特例指針第二の二の二の（１）で準用する比協定指針第二の二の三の（３）及び越特例指針第二の二の二の（１）で準用する越交換公文指針第二の二の三の（３）において「常勤の介護職員の４割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の三の三、比協定通知の記の第二の三の三及び越交換公文通知の記の第二の三の三の取扱いと同様で差し支えないこと。

４ 特例受入れ機関との労働契約の要件（尼特例指針第二の二の四、比特例指針第二の二の四及び越特例指針第二の二の四 関係）

尼特例指針第二の二の四、比特例指針第二の二の四及び越特例指針第二の二の四の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の二、比協定通知の記の第三の一の二及び越交換公文通知の記の第三の一の二と同様であること。

５ その他

(1) 特例介護福祉士候補者としての滞在

特例介護福祉士候補者の滞在は、特例介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 配置基準の取扱いについて

特例介護福祉士候補者は、就労を開始した日から6月を経過した介護福祉士候補者に該当するため、尼協定指針第二の二の3の(2)、比協定指針第二の二の3の(2)及び越交換公文指針第二の二の3の(2)に基づき、配置基準上の職員として算入することが可能であること。

(3) 特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六、比協定通知の記の第六及び越交換公文通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例介護福祉士候補者は、指定された介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

二 介護福祉士の資格取得後の就労（尼特例指針第三の二、比特例指針第三の二及び越特例指針第三の二関係）

特例介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協定に基づく介護福祉士としての滞在・就労が可能である。

三 厚生労働省による確認（尼特例指針第四の二、比特例指針第四の二及び越特例指針第四の二関係）

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の二、比特例指針第四の二及び越特例指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下第三の三において「特例受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第33回介護福祉士国家試験の得点（尼特例指針第二の二の1の(2)及び(3)、比特例指針第二の二の1の(2)及び(3)並びに越特例指針第二の二の1の(2)及び(3)）、受入れ機関の適切な研修を実施する意思（尼特例指針第二の二の2の(2)、比特例指針第二の二の2の(2)及び越特例指針第二の二の2の(2)）及び受入れ機関による介護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（尼特例指針第二の二の3の(1)及び(2)、比特例指針第二の二の3の(1)及び(2)並びに越特例指針第二の二の3の(1)及び(2)）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当

該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1 の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者である場合は別紙様式第 3－4 号を、特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者である場合には別紙様式第 3－5 号を、特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者である場合は別紙様式第 3－6 号を、当省職業安定局長及び社会・援護局長に対し、令和 3 年 4 月 20 日（火）までに、別紙様式第 2－2 号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第四 受入れ調整機関による相談対応等（尼特例指針第五、比特例指針第五及び越特例指針第五関係）

尼特例指針第五、比特例指針第五及び越特例指針第五において、受入れ調整機関（公益社団法人国際厚生事業団）は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者（以下「特例候補者」と総称する。）の入出国及び滞在に係る支援、特例候補者からの相談等への対応並びに特例受入れ機関の相談等への対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、特例候補者の協定に基づく滞在時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、特例候補者の協定に基づく滞在時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

第五 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

一 報告の様式について

尼特例指針第五の一の 2、比特例指針第五の一の 2 及び越特例指針第五の一の 2 に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第 1 号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知、比協定通知及び越交換公文通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関に提出することにより行うこと。なお、尼協定通知の様式第 2－1 別紙 1 及び様式第 2－2 別紙 1、比協定通知の様式第 2－1 別紙 1 及び様式第 2－2 別紙 1 並びに越交換公文通知の様式第 2－1 別紙 1 及び様式第 2－2 別紙 1 については研修責任者が、尼協定通知の様式第 2－1 別紙 2 及び様式第 2－2 別紙 2、比協定通知の様式第 2－1 別紙 2 及び様式第 2－2 別紙 2 並びに越交換公文通知の様式第 2－1 別紙 2 及び様式第 2－2 別紙 2 については特例候補者が、それぞれ記入するものであること。

二 報告の提出時期について

尼特例指針第五の一の 2 の（1）、比特例指針第五の一の 2 の（1）及び越特例指針第五の一の 2 の（1）による在留資格変更時報告については、その雇用する特例候補者が法務省指針による在留資格変更の許可を受けた日から 2 週間以内に受入れ調

整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の二の（２）、比特例指針第五の一の二の（２）及び越特例指針第五の一の二の（２）による定期報告については、令和４年１月１日時点の特例受入れ施設の要件及び労働契約の要件の遵守状況に関するものは令和４年２月２０日までに、令和３年１０月１日時点の研修の実施状況に関するものは令和３年１１月２０日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の二の（３）、比特例指針第五の一の二の（３）及び越特例指針第五の一の二の（３）による随時報告については、同イに該当する特例候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から遅くとも１週間以内に、同ロに該当する在留資格変更の報告にあつては許可を受けた日から２週間以内に、同ニに該当する特例候補者の令和３年度看護師国家試験及び令和３年度介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から２週間以内に、同ホに該当する特例候補者の帰国に関するものは帰国日から２週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

在留資格変更時報告

{ 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例フィリピン人看護師候補者 特例フィリピン人介護福祉士候補者 特例ベトナム人看護師候補者 特例ベトナム人介護福祉士候補者 }	としての在留の許可を受けた者
--	----------------

氏名： _____

候補者番号： _____

公益社団法人国際厚生事業団 殿

当法人で雇用する上記の者が、

{ 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例フィリピン人看護師候補者 特例フィリピン人介護福祉士候補者 特例ベトナム人看護師候補者 特例ベトナム人介護福祉士候補者 }	としての在留の許可
--	-----------

を受けたので、その旨、報告します。

併せて、厚生労働省により要件に合致していると確認された、
研修改善計画書（写）を別添のとおり添付します。

年 月 日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

担当者職氏名

連絡先電話番号

受入れ施設名称

受入れ施設住所

看護研修改善計画書

受入れ機関名：_____

受入れ施設名：_____

看護師候補者名（ローマ字）：_____

1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

2. 研修方法

(1) これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

項 目	これまでの研修方法とその評価 ・ 本人の到達度	今後の研修方法・学習計画
国 家 試 験 関 係		
そ の 他 (日本語関係等)		

(2) 学習時間を確保するための方策

	これまでの 学習時間	今後の学習時間 (予定)	学習時間を確保する方策
勤務日 (勤務時間内)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
勤務日 (勤務時間外)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
休日	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	

※ 学習時間を確保する方策については、当該様式にかかわらず、今後の学習時間がこれまでに比べて確保されることが確認できるものであれば、他様式による書類の提出でも可。

令和 年 月 日

以上の看護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が令和３年度の看護師国家試験に合格することを目指すための研修体制を確保し、適切な研修を実施することを誓約する。

受入れ機関名

受入れ機関代表者（署名）

以上の看護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、令和３年度の看護師国家試験に合格することを目指して精励することを誓約する。

看護師候補者（ローマ字氏名）

看護師候補者（署名）

介護研修改善計画書

受入れ機関名： _____

受入れ施設名： _____

介護福祉士候補者名（ローマ字）： _____

1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

2. これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

これまでの研修方法とその評価・本人の到達度	今後の研修方法・学習計画

令和 年 月 日

以上の介護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が令和３年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指すための研修体制を確保し、適切な研修を実施します。

受入れ機関名

受入れ機関代表者（署名）

以上の介護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、令和３年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指して精励します。

介護福祉士候補者（ローマ字氏名）

介護福祉士候補者（署名）

特例インドネシア人第 11 陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成 23 年厚生労働省告示第 192 号)」の第四の一に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍：

氏 名： (候補者番号：)

生年月日：

<添付書類>

看護研修改善計画書

第 110 回看護師国家試験成績通知書 (写)

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連絡先電話番号：

特例フィリピン人第10陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第190号）」の第四の一に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍：

氏 名： (候補者番号：)

生年月日：

<添付書類>

看護研修改善計画書

第110回看護師国家試験成績通知書（写）

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連絡先電話番号：

特例ベトナム人第5陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成29年厚生労働省告示第99号）」の第四の一に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍：

氏 名： (候補者番号：)

生年月日：

<添付書類>

看護研修改善計画書

第110回看護師国家試験成績通知書（写）

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連絡先電話番号：

特例インドネシア人第 10 陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成 23 年厚生労働省告示第 192 号)」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍：

氏 名： (候補者番号：)

生年月日：

<添付書類>

介護研修改善計画書

第 33 回介護福祉士国家試験試験結果等について (写)

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連絡先電話番号：

特例フィリピン人第 9 陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 190 号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍：

氏 名：（候補者番号： ）

生年月日：

<添付書類>

介護研修改善計画書

第 33 回介護福祉士国家試験試験結果等について（写）

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連絡先電話番号：

特例ベトナム人第 4 陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 99 号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍：

氏 名： (候補者番号：)

生年月日：

<添付書類>

介護研修改善計画書

第 33 回介護福祉士国家試験試験結果等について（写）

令和 年 月 日

受 入 れ 機 関 名：

受入れ機関所在地：

受入れ機関代表者名：

担当者

受 入 れ 施 設 名：

氏 名：

連 絡 先 電 話 番 号：

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 23 年 3 月 11 日〕
閣 議 決 定

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア E P A 又は日フィリピン E P A に基づき本邦に入国・滞在外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

（1）インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

（2）その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3.（1）オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.（1）と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

（以上）

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成25年 2 月 26 日
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネシアE P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピンE P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成23年 3 月 11 日の閣議決定において、平成20年度又は平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣及び第2陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

しかし、訪日前日本語研修については、現在の6か月間の訪日前日本語研修が実施されるようになったのは、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者については平成24年度に入国した候補者、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者については平成25年度に入国する候補者、すなわちインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者それぞれの第5陣からであり、それ以前に入国した候補者については、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない。

このため、平成22年度から平成24年度までに入国し、かつ、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない外国人看護師・介護福祉士候補者についても、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシアE P A及び日フィリピンE P Aによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在校期间中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すことを可能とするため、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限

り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成22年度及び23年度に入国したインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者並びに平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者、すなわち、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第2陣、第3陣及び第4陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣

インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、上記2. のとおり1年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成25年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成25年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成25年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成24年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣に対して適用する上記3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(以上)

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 27 年 2 月 24 日
閣 議 決 定〕

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。）については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び平成 25 年度以降に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者は、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講している。しかしながら、外国人看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率は依然として低い水準に留まる一方で、滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの累積合格率（外国人看護師・介護福祉士候補者が我が国での滞在を終えるまでに看護師又は介護福祉士国家試験に合格した割合）が上昇傾向にあること、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、これまで

の学習支援及び訪日前日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、平成 26 年 6 月 24 日の閣議決定「『日本再興戦略』改訂 2014 -未来への挑戦-」をも踏まえ、引き続き、一定の外国人看護師・介護福祉士候補者に対し、1 年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。

このため、平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣並びに平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 6 陣及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣についても、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記 3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に 1 年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び平成 25 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわち、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第 5 陣

インドネシア人看護師候補者第 5 陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、上記 2. のとおり 1 年間の追加的な滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成 27 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成 27 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成 27 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成 26 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記3. (1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記3. (1) 才の基準（注:その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(了)

**経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について**

〔平成 29 年 2 月 3 日〕
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 24 年外務省告示第 164 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。）については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成 27 年 2 月 24 日の閣議決定において、平成 24 年度又は平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びに平成 25 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣については、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。こうした経緯を踏まえ、平成 26 年度又は平成 27 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 7 陣及び第 8 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 6 陣及び第 7 陣についても、インドネシア政

府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、これまでの学習支援及び訪日前日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、引き続き、一定のインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者に対し、1年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。また、平成26年度又は平成27年度に入国したベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、ベトナム政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、滞在期間の延長について平成26年度又は平成27年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者と同等に取り扱うことが適当である。

このため、平成26年度又は平成27年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、平成28年6月2日の閣議決定「『日本再興戦略2016』-第4次産業革命に向けて-」も踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシアEPA、日フィリピンEPA又は日ベトナム交換公文による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成26年度又は平成27年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第7陣、フィリピン人看護師候補者第6陣及びベトナム人看護師候補者第1陣

インドネシア人看護師候補者第7陣、フィリピン人看護師候補者第6陣及びベトナム人看護師候補者第1陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、1年間の追加的な滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成29年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成29年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じ

た研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成 29 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成 28 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記 2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記 3. (1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記 3.

(1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記 3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(了)

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成 31 年 2 月 22 日
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 24 年外務省告示第 164 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。）については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成 27 年 2 月 24 日の閣議決定において、平成 24 年度又は平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びに平成 25 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣については、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成 29 年 2 月 3 日の閣議決定において、平成 26 年度又は平成 27 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 7 陣及び第 8 陣、フィリピ

ン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府並びにベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

こうした経緯を踏まえ、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、これまでの学習支援及び訪日前日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、引き続き、一定のインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、1年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。

このため、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、平成30年6月15日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2018」も踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシアEPA、日フィリピンEPA又は日ベトナム交換公文による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第9陣、フィリピン人看護師候補者第8陣及びベトナム人看護師候補者第3陣

インドネシア人看護師候補者第9陣、フィリピン人看護師候補者第8陣及びベトナム人看護師候補者第3陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手续及び審査を経て、1年間の追加的な滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との

雇用契約に基づいて行われること。

- イ 候補者本人から平成 31 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ウ 受入機関により、平成 31 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- エ 受入機関により、平成 31 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- オ 平成 30 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記 2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記 3. (1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記 3.

(1) オの基準（注:その他の対象者にとって協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記 3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(了)

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア
人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護
福祉士候補者の滞在期間の延長について

（ 令和3年2月19日
閣 議 決 定 ）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国
との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネ
シアE P A」という。）、経済上の連携に関する日本国と
フィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。
以下「日フィリピンE P A」という。）及び看護師及び介
護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府
とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成
24年外務省告示第164号。以下「日ベトナム交換公文」
という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、
フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護
福祉士候補者（以下それぞれ「インドネシア人看護師・
介護福祉士候補者」、「フィリピン人看護師・介護福祉士
候補者」及び「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者」

という。)の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣(注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。)については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日

前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に１年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成 27 年 2 月 24 日の閣議決定において、平成 24 年度又は平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びに平成 25 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣については、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に１年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成 29 年 2 月 3 日の閣議決定において、平成 26 年度又は平成 27 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 7 陣及び第 8 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 6 陣及び第 7 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣についても、インドネシア政府、

フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

以上に加えて、政府は、平成31年2月22日の閣議決定において、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

こうした経緯を踏まえ、平成30年度又は令和元年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第11陣及び第12陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第10陣及び第11陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第5陣及び第6陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府

から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、これまでの学習支援及び訪日前日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、引き続き、一定のインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、1年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。

このため、平成30年度又は令和元年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第11陣及び第12陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第10陣及び第11陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第5陣及び第6陣についても、令和2年7月17日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び同年7月14日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」も踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシアEPA、日フィリピンEPA又は日ベトナム交換公文による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低

下を招かないよう配慮しつつ、下記 3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて追加的に 1 年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成 30 年度又は令和元年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 11 陣及び第 12 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 10 陣及び第 11 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

- (1) インドネシア人看護師候補者第 11 陣、フィリピン人看護師候補者第 10 陣及びベトナム人看護師

候補者第 5 陣

インドネシア人看護師候補者第 11 陣、フィリピン人看護師候補者第 10 陣及びベトナム人看護師候補者第 5 陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、1 年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から令和 3 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、令和 3 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、令和 3 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和 2 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記3.(1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記3.(1) 才の基準（注：その他の対象者にとって協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記3.(1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

平成 23 年厚生労働省告示第 192 号
(平成 23 年 6 月 23 日 公 示)
(平成 24 年 3 月 30 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 9 月 10 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 9 月 18 日 一 部 改 正)
(平成 25 年 3 月 25 日 一 部 改 正)
(平成 26 年 3 月 25 日 一 部 改 正)
(平成 27 年 3 月 27 日 一 部 改 正)
(平成 28 年 3 月 30 日 一 部 改 正)
(平成 29 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
(平成 30 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
(平成 31 年 3 月 28 日 一 部 改 正)
(令和 2 年 3 月 26 日 一 部 改 正)
(令和 3 年 3 月 29 日 一 部 改 正)

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度から平成三十年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から平成二十九年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から令和三年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から令和三年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 26 までに定めるところによる。

1 特例インドネシア人看護師候補者等 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

- 2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者、特例インドネシア人第七陣看護師候補者、特例インドネシア人第八陣看護師候補者、特例インドネシア人第九陣看護師候補者、特例インドネシア人第十陣看護師候補者及び特例インドネシア人第十一陣看護師候補者をいう。
- 3 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十一年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十二年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十三年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例インドネシア人第五陣看護師候補者 平成二十四年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例インドネシア人第六陣看護師候補者 平成二十五年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例インドネシア人第七陣看護師候補者 平成二十六年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例インドネシア人第八陣看護師候補者 平成二十七年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例インドネシア人第九陣看護師候補者 平成二十八年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 13 特例インドネシア人第十陣看護師候補者 平成二十九年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 14 特例インドネシア人第十一陣看護師候補者 平成三十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可

を受けた者をいう。

- 15 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 16 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者 平成二十三年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者 平成二十四年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者 平成二十五年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 22 特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 23 特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 24 特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 25 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 26 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例インドネシア人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例インドネシア人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例インドネシア人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例インドネシア人介護福祉士候補者の責務

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例インドネシア人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例インドネシア人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二

の一の三の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針第二の一の三の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の三の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、第五の一の二、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二若しくは特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二又は協定指針第四の二の四、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、第五の一の三、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の三若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の三又は協定指針第四の二の五、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の五若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の五の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例インドネシア人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の四の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修

内容を実施するとともに、協定指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

特例インドネシア人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

特例インドネシア人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度から平成三十年度までに入国したインドネシア人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から平成二十九年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の(1)の看護研修改善計画又

は同二の3の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

- イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。
- ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例インドネシア人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

- イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例インドネシア人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。
- ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例インドネシア人看護師候補者等又はインドネシア人看護師若しくはインドネシア人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。
- ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。
- ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。
- ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

- (4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

- (5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例インドネシア人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例インドネシア人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例インドネシア人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣看護師候補者	平成二十三年度
特例インドネシア人第二陣看護師候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第三陣看護師候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第四陣看護師候補者	平成二十六年度
特例インドネシア人第五陣看護師候補者	平成二十七年
特例インドネシア人第六陣看護師候補者	平成二十八年
特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年
特例インドネシア人第八陣看護師候補者	平成三十年度
特例インドネシア人第九陣看護師候補者	平成三十一年
特例インドネシア人第十陣看護師候補者	令和二年度
特例インドネシア人第十一陣看護師候補者	令和三年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者	平成二十六年度
特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者	平成二十七年
特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者	平成二十八年
特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年
特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者	平成三十一年

特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者	令和三年度

平成 24 年厚生労働省告示第 190 号
(平成 24 年 3 月 30 日公示)
(平成 24 年 9 月 10 日一部改正)
(平成 24 年 9 月 18 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 26 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 27 年 3 月 27 日一部改正)
(平成 28 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 28 日一部改正)
(令和 2 年 3 月 26 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 29 日一部改正)

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十一年度から平成三十九年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から平成三十九年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四年法務省告示第百五十九号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度から令和三年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度から令和三年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 24 までに定めるところによる。

- 1 特例フィリピン人看護師候補者等 特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例フィリピン人看護師候補者 特例フィリピン人第一陣看護師候補者、特例フィリピン人第二陣看護師候補者、特例フィリピン人第三陣看護師候補者、特例フィ

リピン人第四陣看護師候補者、特例フィリピン人第五陣看護師候補者、特例フィリピン人第六陣看護師候補者、特例フィリピン人第七陣看護師候補者、特例フィリピン人第八陣看護師候補者、特例フィリピン人第九陣看護師候補者及び特例フィリピン人第十陣看護師候補者をいう。

- 3 特例フィリピン人介護福祉士候補者 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十二年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十三年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例フィリピン人第四陣看護師候補者 平成二十四年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例フィリピン人第五陣看護師候補者 平成二十五年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例フィリピン人第六陣看護師候補者 平成二十六年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例フィリピン人第七陣看護師候補者 平成二十七年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例フィリピン人第八陣看護師候補者 平成二十八年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例フィリピン人第九陣看護師候補者 平成二十九年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 13 特例フィリピン人第十陣看護師候補者 平成三十年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 14 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 15 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

- 16 特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者 平成二十三年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者 平成二十四年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者 平成二十五年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者 平成二十六年にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 22 特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 23 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 24 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例フィリピン人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例フィリピン人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例フィリピン人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例フィリピン人看護師候補者の責務

特例フィリピン人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例フィリピン人介護福祉士候補者の責務

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例フィリピン人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例フィリピン人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の

確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人看護師候補者の要件

特例フィリピン人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節 1（a）の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の 1 の責務にのっとり、3 の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の一の 3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の 3 中「フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の 2 に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の一の 3 の(4)中「4 の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針第二の一の 3 の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の 3 の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の 3 の責務にのっとり、3 の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、第五の一の 2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例イン

ドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は協定指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例フィリピン人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の二の責務にのっとり、三の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の二の三（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者（特例フィリピン人看護師候補者等指針第一の二の三に規定する特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の四の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を

受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

特例フィリピン人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

特例フィリピン人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から平成三十年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から平成二十九年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の(1)の看護研修改善計画又は同二の3の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、そ

れぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例フィリピン人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者等又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例フィリピン人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例フィリピン人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例フィリピン人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例フィリピン人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があ

ると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の二の規定による報告がないときのほか、特例フィリピン人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣看護師候補者	平成二十四年度
特例フィリピン人第二陣看護師候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第三陣看護師候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第四陣看護師候補者	平成二十七年度
特例フィリピン人第五陣看護師候補者	平成二十八年度
特例フィリピン人第六陣看護師候補者	平成二十九年度
特例フィリピン人第七陣看護師候補者	平成三十年度
特例フィリピン人第八陣看護師候補者	平成三十一年度
特例フィリピン人第九陣看護師候補者	令和二年度
特例フィリピン人第十陣看護師候補者	令和三年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十六年度
特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者	平成二十七年度
特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者	平成二十八年度
特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者	平成二十九年度
特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者	平成三十一年度
特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者	令和三年度

平成 29 年厚生労働省告示第 99 号

(平成 29 年 3 月 29 日 公示)

(平成 30 年 3 月 29 日 一部改正)

(平成 31 年 3 月 28 日 一部改正)

(令和 2 年 3 月 26 日 一部改正)

(令和 3 年 3 月 29 日 一部改正)

特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、
研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十六年度から平成三十九年度までにベトナム人看護師候補者として入国した者並びに平成二十六年度から平成二十九年度までにベトナム人介護福祉士候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十九年法務省告示第二百四十八号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度から令和三年度までに実施される看護師国家試験又は平成三十九年度から令和三年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 14 までに定めるところによる。

- 1 特例ベトナム人看護師候補者等 特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例ベトナム人看護師候補者 特例ベトナム人第一陣看護師候補者、特例ベトナム人第二陣看護師候補者、特例ベトナム人第三陣看護師候補者、特例ベトナム人第四陣看護師候補者及び特例ベトナム人第五陣看護師候補者をいう。
- 3 特例ベトナム人介護福祉士候補者 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者及び特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者をいう。

- 4 特例ベトナム人第一陣看護師候補者 平成二十六年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 5 特例ベトナム人第二陣看護師候補者 平成二十七年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 6 特例ベトナム人第三陣看護師候補者 平成二十八年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 7 特例ベトナム人第四陣看護師候補者 平成二十九年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 8 特例ベトナム人第五陣看護師候補者 平成三十年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 9 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 10 特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 11 特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 12 特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 13 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
 - 14 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。
- 三 特例ベトナム人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務
- 1 特例ベトナム人看護師候補者の責務
特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。
 - 2 特例ベトナム人介護福祉士候補者の責務
特例ベトナム人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士

の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労 一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）Iの1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 交換公文指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、交換公文指針第二の一の3中「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指

針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、交換公文指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、交換公文指針第二の一の3の(7)中「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は交換公文指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3又は交換公文指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、

日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 交換公文Ⅰの1の(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関(特例ベトナム人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関)との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 交換公文指針第二の二の3(同(1)から(4)までに係る部分に限る。)の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者(特例ベトナム人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。)が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例ベトナム人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 特例ベトナム人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の一による。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例ベトナム人看護師候補者の要件の確認

平成二十六年度から平成三十年度までに入国したベトナム人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度から平成二十九年度までに入国したベトナム人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の(1)の看護研修改善計画又は同二の3の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者等又はベトナム人看護師若しくはベトナム人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要がある

と認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例ベトナム人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例ベトナム人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例ベトナム人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例ベトナム人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例ベトナム人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例ベトナム人第一陣看護師候補者	平成二十九年度
特例ベトナム人第二陣看護師候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第三陣看護師候補者	平成三十一年度
特例ベトナム人第四陣看護師候補者	令和二年度
特例ベトナム人第五陣看護師候補者	令和三年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
----	----

特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者	平成三十一年度
特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者	令和三年度

平成 20 年厚生労働省告示第 312 号

(平成 20 年 5 月 19 日 公示)

(平成 20 年 11 月 6 日 一部改正)

(平成 20 年 11 月 28 日 一部改正)

(平成 23 年 6 月 23 日 一部改正)

(平成 24 年 3 月 30 日 一部改正)

(平成 24 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 24 年 9 月 10 日 一部改正)

(平成 24 年 9 月 18 日 一部改正)

(平成 25 年 1 月 18 日 一部改正)

(平成 25 年 3 月 6 日 一部改正)

(平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)

(平成 28 年 4 月 8 日 一部改正)

(平成 29 年 1 月 12 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 8 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 29 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 31 日 一部改正)

(平成 30 年 3 月 29 日 一部改正)

(平成 30 年 3 月 30 日 一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)第九十四条 1 及び 4 並びに協定附属書十第一編第六節の規定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 インドネシア人看護師等及び受入れ機関の責務

1 インドネシア人看護師等の責務

インドネシア人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必

要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのインドネシア人看護師等に対する国民の理解に資するよう、インドネシア人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 インドネシア人看護師等 インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士をいう。
- 2 インドネシア人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 1 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 3 インドネシア人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 4 インドネシア人看護師 看護師の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 インドネシア人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書十第一編第六節 1 から 3 までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をインドネシア人看護師等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、インドネシア人看護師

候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、インドネシア人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人看護師候補者

(1) インドネシア人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護職員の半数以上が看護師であること。

(4) 看護の組織部門が明確に定められていること。

イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ 看護部門としての方針が明確であること。

ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は

特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）、特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例ベトナム人看護師候補者等（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人介護福祉士候補者

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同

じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- (2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1 の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

1 インドネシア人看護師

(1) 協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師の資格を取得した者

ロ 第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人看護師が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

1 インドネシア人介護福祉士

(1) 協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間(この期間は、更新することができる。)の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者(再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。)及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該インドネシア人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士の受入れ機関は、当該インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が死亡若しくは失

踪した場合又は当該インドネシア人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

6 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等に対する質の高い研修体制並びにインドネシア人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、インドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他インドネシア人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

一 インドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定附属書十第一編第六節4(a)及び(b)に基づき定められる人数を超えないものとする。

二 協定に基づくインドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定附属書十第一編第六節4(c)に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされ

た同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）とする。

- 3 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは「地域活動支援センター又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）」とする。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百一号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設

平成 20 年厚生労働省告示第 509 号
(平成 20 年 11 月 6 日 公 示)
(平成 20 年 11 月 28 日一部改正)
(平成 23 年 6 月 23 日一部改正)
(平成 24 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 24 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 24 年 9 月 10 日一部改正)
(平成 24 年 9 月 18 日一部改正)
(平成 25 年 1 月 18 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 6 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 28 年 4 月 8 日一部改正)
(平成 29 年 1 月 12 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 8 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）第百十条 1 (f)、2 及び 3 並びに協定附属書八第一部第六節の規定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 フィリピン人看護師等及び受入れ機関の責務

1 フィリピン人看護師等の責務

フィリピン人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専

門的人材としてのフィリピン人看護師等に対する国民の理解に資するよう、フィリピン人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくフィリピン人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 フィリピン人看護師等 フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士をいう。
- 2 フィリピン人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (a) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 3 フィリピン人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (b) 又は(c) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 4 フィリピン人看護師 看護師の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 フィリピン人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書八第一部第六節 1 (a) 及び(b)並びに 2 の規定に基づき、フィリピン人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関であり、かつ、フィリピン人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をフィリピン人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をフィリピン人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

- 8 受入れ施設 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、フィリピン人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人看護師候補者

- (1) フィリピン人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二1の規定により、フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であって、少なくとも三年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

- (3) (1)の活動は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

- (4) フィリピン人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一3(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができることとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書八第一部第六節1に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

- (2) (1)の日本語の語学研修は、協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極（以下「実施取極」という。）第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

- (3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- (2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- (6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - イ 看護記録が正確に作成されていること。
 - ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- (7) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第

一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例ベトナム人看護師候補者等（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

(1) フィリピン人介護福祉士候補者（協定附属書八第一部第六節 1 (b) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2 の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二 2 の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人であって、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定された者又は看護学校（フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するためのものをいう。）を卒業した者でなければならない。

(3) (1) の活動は、協定附属書八第一部第六節 1 の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一 3 (b) の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節 1 の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1 の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1) の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

(3) (1) の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この 3 において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この 3 において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないフィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN 1 又はN 2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

(3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1 の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1 の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

(1) フィリピン人介護福祉士候補者（協定附属書八第一部第六節 1 (c) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

(2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二3の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人でなければならない。

(3) (1)の活動は、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

(4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第六節付録一3(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

(1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 養成課程が、昼間課程であること。

(2) 適切な教育の体制が整備されていること。

(3) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（平成三年三月二十七日に社団法人日本介護福祉士養成施設協会という名称で設立された法人をいう。）による卒業時共通試験を実施するとともに、介護福祉士養成施設が低得点と認める就学者に対し、補習、再試験、レポート提出等の措置を採っていること。

(4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

1 フィリピン人看護師

- (1) 協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するフィリピン人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の 1 の (4) の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

ロ 看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者（第二の一の 1 の (4) の滞在の間に看護師の資格を取得した者を除く。）

- (2) (1) のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) フィリピン人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一 4 の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1) のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1) のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2) の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人看護師が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するフィリピン人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の (2) の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

1 フィリピン人介護福祉士

- (1) 協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可さ

れた次のイ又はロに該当するフィリピン人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の１の(4)又は第二の三の１の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の１の(4)の滞在の後に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者（当該滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者を除く。）

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節２の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) フィリピン人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一４の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞子の許可は、協定附属書八第一部第六節２の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該フィリピン人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

１の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲

げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、フィリピン海外雇用庁又は高等教育委員会と協力して、受入れ機関及びフィリピン人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 フィリピン人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、フィリピンにおいて実施されるフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ フィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士の受入れ機関は、当該フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が死亡若しくは失踪し

た場合又は当該フィリピン人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このリにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてフィリピン人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるフィリピン人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるフィリピン人看護師候補者若しくはフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学する

フィリピン人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 フィリピン人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、フィリピン人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、フィリピン人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等に対する質の高い研修体制並びにフィリピン人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、フィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他フィリピン人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないこ

とを含む。)を採ることを指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、フィリピン人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるフィリピン人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 フィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定第百十条3に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくフィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定第百十条3に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）」とする。
- 3 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）」とする。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百二号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。

- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同

法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設

平成24年厚生労働省告示第507号
(平成24年9月13日公示)
(平成25年1月18日一部改正)
(平成25年3月6日一部改正)
(平成25年3月25日一部改正)
(平成25年5月22日一部改正)
(平成28年4月8日一部改正)
(平成29年1月12日一部改正)
(平成29年3月8日一部改正)
(平成29年3月29日一部改正)
(平成29年3月31日一部改正)
(平成30年3月29日一部改正)
(平成30年3月30日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府（以下「ベトナム政府」という。）との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）1から5まで及び11から19まで（1から5までに係る事項に限る。）の規定並びに附属書一の規定に基づくベトナム人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 ベトナム人看護師等及び受入れ機関の責務

1 ベトナム人看護師等の責務

ベトナム人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得

に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのベトナム人看護師等に対する国民の理解に資するよう、ベトナム人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

交換公文に基づくベトナム人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ベトナム人看護師等 ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士をいう。
- 2 ベトナム人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を看護師国家試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 3 ベトナム人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を介護福祉士試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(b)又は(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 4 ベトナム人看護師 看護師の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 ベトナム人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 交換公文1(a)及び(b)並びに3の注釈((b)に係る部分に限る。)の規定に基づき、ベトナム人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、交換公文11(a)((i)に係る部分に限る。)の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関であり、かつ、交換公文1(c)の規定に基づき、ベトナム人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四

十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。)への入学をあっせんする機関として、交換公文11(a)((i)に係る部分に限る。)の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関をいう。

7 受入れ機関 交換公文1から5までの規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をベトナム人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をベトナム人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

8 受入れ施設 交換公文1から5までの規定に基づき、ベトナム人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人看護師候補者

(1) ベトナム人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修(2の規定による日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスをいう。)の履修

ロ 看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(a)の規定により、ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(b)の規定により、少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験((2)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。)を有する者でなければならない。

(4) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(c)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。))が実施する日本語能力試験をいう。以下

同じ。)のN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級。以下同じ。)に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(5) (1)のロの活動は、交換公文1(a)(ii)の規定により、病院を設立している受入れ機関であつて、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(6) ベトナム人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができることとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) ベトナム人看護師候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修(日本語研修実施機関(交換公文1(a)(i)、(b)(i)及び(c)(i)に規定する準備の課程として日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。)の行うものをいう。)、看護導入研修(病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。)及び就労ガイダンス(受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。))を受けなければならない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団(昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。)が行う。

3 ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院(医療保険が適用される病床を有するものに限る。)であつて、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者(厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。)が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- (6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - イ 看護記録が正確に作成されていること。
 - ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- (7) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはフィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例ベトナム人看護師候補者等（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリ

ピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の１に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の４、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の４若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の４又は特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の２、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の２若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の２の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の５、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の５若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の５又は特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の３、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の３若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の３の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

１の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

１の(5)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

(1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文 1 (b) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2 の規定による日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ 介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2) (a) の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2) (b) の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験の N 1 又は N 2 に合格していること。

ロ 日本語能力試験の N 3 に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(4) (1) のロの活動は、交換公文 1 (b) (ii) の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文 2 (b) の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができる」とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文 1 の規定により、入国後、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。

(2) (1) の日本語の語学研修は、交換公文 1 の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3) (1) の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この 3 において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この 3 において同じ。）又は別表第三に掲げる介

護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- (2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験においてN 1 又はN 2 に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1 の(1)の口の介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(4)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

(1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修をいう。）の履修

ロ 介護福祉士養成施設における養成を通じた必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

(2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(4) (1)のロの活動は、交換公文1(c)(ii)の規定により、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

(5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

(1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修を受けなければならない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 養成課程が、昼間課程であること。

- (2) 適切な教育の体制が整備されていること。
- (3) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 ベトナム人看護師の就労

1 ベトナム人看護師

- (1) 交換公文 3 (a) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。
 - イ 第二の一の 1 の (6) の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者
 - ロ 第二の一の 1 の (6) の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者
- (2) (1) のサービスの提供は、交換公文 3 (a) の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) ベトナム人看護師の入国及び一時的な滞在は、交換公文 3 (a) の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1) のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文 3 の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文 5 の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

- (2) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 ベトナム人介護福祉士の就労

1 ベトナム人介護福祉士

- (1) 交換公文 3 (b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の 1 の(5)又は第二の三の 1 の(5)の滞在の間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の 1 の(5)又は第二の三の 1 の(5)の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

- (2) (1)のサービスの提供は、交換公文 3 (b)の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) ベトナム人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、交換公文 3 (b)の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文 3 の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文 5 の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしてい

るものでなければならない。

(1) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局と協力して、受入れ機関及びベトナム人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、交換公文に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 ベトナム人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、ベトナムにおいて実施されるベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士の受入れ機関は、当該ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該ベトナム人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているベトナム人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が受入れ

機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このりにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてベトナム人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるベトナム人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるベトナム人看護師候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 ベトナム人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、ベトナム人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、ベトナム人看護師等の研修、雇用管理等につい

て相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等に対する質の高い研修体制並びにベトナム人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、ベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他ベトナム人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

- 1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、ベトナム人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の円滑かつ適

正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるベトナム人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 ベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、交換公文12(a)及び(b)の規定に基づき定められる人数（日本国政府が定めるものに限る。）を超えないものとする。
- 二 交換公文に基づくベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、交換公文12(c)の規定に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百三号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、

短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設